

北九州市にぎわいづくり懇話会規約

(目的及び設置)

第1条 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、ビジターズ・インダストリー（以下「V I」という。）を市民主導で推進するための機関として、北九州市にぎわいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) V Iの振興に関する事業の企画・立案に関すること。
- (2) 民間団体、企業及び行政との相互連携の促進、調整に関すること。
- (3) V Iの推進や啓発に関すること。
- (4) その他V Iを推進するに当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会に理事会及び委員会を設置する。

2 理事会は、別表1に掲げる者（以下「理事」という。）で構成する。

3 委員会は、企画調整委員会及び市民活動推進委員会とし、別表2に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第4条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 2名
- (3) 監事 2名

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。

4 監事は、懇話会の会計を監査する。

(役員を選任)

第5条 役員は理事会で互選により決する。

(任期)

第6条 理事、委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第7条 理事会は必要に応じ座長が招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 懇話会の方針に関すること。
- (2) 第2条に掲げる事業全体の進行管理に関すること。
- (3) 懇話会の予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

2 理事会の議長は、座長をもって充てる。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

4 理事は、会議に出席できない場合は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理

人として、その表決権を委任することができる。

5 会議の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、賛否同数の場合は議長が決するところによる。

(委員会)

第8条 委員会の事業は、次のとおりとする。

(1) 企画調整委員会

民間主体のV I事業の企画立案及び実施
民間団体、企業等の連絡調整

(2) 市民活動推進委員会

市民のV I活動を推進する仕組みづくり

2 委員会に、委員長を置き、委員長の選任方法及び職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員長は、委員会の互選により決する。

(2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(3) 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、各委員を招集する。

(経費)

第9条 懇話会の経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 寄付金、協賛金

(2) 負担金、補助金

(3) その他の収入

(事務局)

第10条 懇話会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、北九州市企画文化局に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(準用)

第12条 この規約その他別に定めのあるものを除くほか、事務局における事務処理については、当分の間、北九州市の例による。

付 則

この規約は、平成18年11月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 2月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 8月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年 5月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

理事 (50音順)	安藤	英和
	植木	利雄
	江本	幸二
	久保	祐二
	小嶋	一碩
	貞包	健一
	師村	博
	住田	精宏
	竹澤	靖之
	田中	亮一郎
	利島	康司
	羽田野	隆士
	原田	康
	樋上	禎子
	平野	氏貞
	平野	健二
	松尾	孝治
山本	雄造	

別表第2（第3条関係）

企画調整委員会委員（50音順）	市民活動推進委員会委員（50音順）
秋武 政道	伊井田 栄吉
鷓野 剛	伊藤 一義
河邊 政恵	魚本 法一
城戸 宏史	金丸 勝利
小嶋 一碩	金 成子
菅原 康夫	貞包 健一
中島 道仁	重松 依子
林 眞也	関 宣昭
原 禎幸	堀井 由美子
平野 健二	松永 裕己
藤崎 利之	松尾 孝治
森 憲太郎	
横田 きみよ	